年 月 日

(あて先) 宇都宮市長

氏名又は名称及び住所並びに 〇〇県報告者 法人にあっては、その代表者の氏名 〇〇株

電話番号 メールアドレス 〒○○○-○○○ ○○県○○市○○町○-○ ○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○ ○○○-○○○-○○○ ○○○@○○.○○

事前調査の結果について、大気汚染防止法第18条の15第6項の規定により、次のとおり報 告します。 解体等工事の発注者の氏名又は「〒〇〇〇一〇〇〇〇 名称及び住所並びに法人にあっ┃○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○ ては、その代表者の氏名 郵便番号も必ず記入する T000-000 解体等工事の場所 宇都宮市○○町○−○ ○○ビル 解体等工事の名称 ○○ビル解体工事 解体等工事の概要 ビルの解体 ※整理番号 〇年 〇月 〇日 自 解体等工事の実施の期間 至 〇年 〇月 〇日 工作物の場合以下のいずれかを記入 特定粉じん排出等作業の開始時 • 加埶炉 ○年 ○月 ○日 ・ボイラー及び圧力容器 ・配管設備(建築物に設ける給水設備等を除く) 建築物等の設置の工事に着手し • 燒却設備 〇年 〇月 〇日 ・煙突 (建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く) た年月日 ・ 貯蔵設備 (穀物を貯蔵するための設備を除く) 建築物(耐火・準耐火・その他) 発電設備(太陽光発電設備及び風力発電設備を除く) • 変電設備 (木造 ·**R**C **造**・S 造・その他) • 配雷設備 延べ面積 〇〇㎡ ・送電設備 (ケーブルを含む) 建築物等の概要 トンネルの天井板 階数(地上○階、地下○階) ・プラットホームの上家 • 遮音壁 その他工作物 ・軽量盛土保護パネル 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 解体の作業の対象となる床面積 $\bigcirc\bigcirc$ m³ の合計 〇〇万円 解体、改造又は補修の作業の請 建築物の解体時に記入 負代金の合計 事前調査を終了した年月日 〇年 〇月 〇日 建築物の改造又は補修時に記入 氏名 00 00 書面による調査及び目視による ○○センター 講習実施機関の 調査を行った者 一般・特定・一戸建て等・その他) 名称 外壁,○階天井 分析による調査を行った箇所 ○○株式会社 分析を行った場合に記入 分析による調査を行った者の氏 名及び所属する機関又は法人の 00 00 名称

	事前調査の結果			特定建築材料に該当しない場合の事前調査の				
建築材料の種類				方法				
				①目視	②設計図	書等(④	を除く。)	
	石綿有	みなし	石綿無	③分析	④建築材	料製造者に	こよる証明	月
				⑤建築材料の製造年月日				
吹付け材				1	20	3□	4□	⑤□
保温材					当該建築材料	[ジ た ナ] ナ:	<u> </u>	
煙突断熱材				1	目	アが存在しな	(V)場合, 会 ————	
屋根用折版断熱材					2	3□	$4\Box$	⑤□
耐火被覆材								
(吹付け材を除き、けい酸カ				\bigcirc	$2\Box$	$3\Box$	\bigcirc	\Box
ルシウム板第2種を含む。)					Г			
仕上塗材				1	20/	石綿無の場	昂合,判断 相	艮拠も記入
スレート波板				1	20	3□	4	⑤□
スレートボード				1	2□	3□	4	⑤□
屋根用化粧スレート				1	2	3□	4	⑤□
けい酸カルシウム板第1種				1	2	3□	4	⑤□
押出成形セメント板				1	2	③□	4□	⑤□
パルプセメント板				1	2	3	4	⑤□
ビニル床タイル				1	2	3	4	⑤□
窯業系サイディング				1	2	3□	4	⑤□
石膏ボード				1	20	③□	4	5
ロックウール吸音天井板				1	20	3	4	⑤□
その他の材料				(I)	20	3	(4) [⑤□

- 備考1 解体の作業の対象となる**床面積の合計の欄**は<u>「建築物の解体作業を伴う建設工事」</u>の場合に記載し、解体、改造又は補修の作業の**請負代金の合計の欄**は<u>「建築物の改造若しくは補修作業を伴う建設工事」</u>又は<u>「工作物の解体、改造若しくは補修作業を伴う建設工事」</u>の場合に記載すること。
 - 2 講習実施機関の名称の欄には、書面による調査及び目視による調査を行わせた者が、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程(平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号)第2条第2項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者に該当する場合は「一般」、同条第3項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者に該当する場合は「特定」、同条第4項に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者に該当する場合は「一戸建て等」に印を付すとともに、同規程に基づく講習の実施機関の名称を記載し、一般建築物石綿含有建材調査者及び特定建築物石綿含有建材調査者と同等以上の能力を有する者と認められる者に該当する場合は、「その他」に印を付すとともに、これを明らかにする事項を記載すること。
 - 3 事前調査の結果及び特定建築材料に該当しない場合の事前調査の方法の欄は、解体等工事の対象となる建築物等に使用されている全ての建築材料について該当箇所に印を付すこと。
 - 4 事前調査の結果の欄は、大気汚染防止法施行規則第16条の5第2号の規定により解体 等工事が特定工事に該当するものとみなして、大気汚染防止法及びこれに基づく命令中の 特定工事に関する措置を講ずる場合についてはみなしの箇所に印を付すこと。
 - 5 特定建築材料に該当しない場合の事前調査の方法の欄は、該当する事前調査の方法が複数ある場合は、その全ての箇所に印を付すこと。
 - 6 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 7 報告書の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。